

憲法の意義



1

法教育における「憲法の意義」の学習の必要性

「憲法の意義」の単元は、「一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる」（報告書第3の1（2）ウ）ことを目指すものとして位置付けることができる。この「個人の尊厳や法の支配」などの憲法及び法の基本原理について、司法制度改革審議会意見書Ⅰ第2の1では、「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、（中略）司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならず、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個人の尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである」と述べられている。

「憲法の意義」の単元においては、法教育が目指す「自由で公正な社会」の理念・原理となっている個人の尊厳と法の支配、そして学習指導要領に示されている民主主義や人権の尊重について取り上げ、その内容について適切に理解させることが求められている。

2

「憲法の意義」に関する学習指導要領や教科書の記述

①学習指導要領の内容

「憲法の意義」について、学習指導要領（社会科【公民的分野】）では、大項目「（3）私たちと政治」の中項目「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で取り上げられる。この大項目のねらいには「民主主義の基礎には個人の尊厳と人権の尊重という考え方があること、それが法によって保障されていること、また、自らが自らを治めるという民主政治の基本となる考え方とは、現代の国家においては国民によって選出された代表者が治めるという代表民主制の仕組みに反映されていること」（解説）を理解させることが挙げられている。また、中項目においては、「法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解」せるとし、「民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上を目指し、国民の意思のあらわれとして国民の代表によって構成されている議会によって制定されるものであり、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っ

ていることを、理解させることが大切である。したがって、『法に基づく政治』が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させる」（解説）ことの重要さを指摘している。本教材は、このような考え方を生徒に具体的に理解させるために作成されたものであり、憲法学習において、国民主権と立憲主義という基本的な考え方を理解させるとともに、憲法が、基本的人権の規定と統治機構を主な内容としていることの意義を明らかにしようとするものである。

②教科書の記述

憲法学習に関しては、①人権の尊重、②人権思想、③憲法の意義、④日本国憲法、⑤三大原則、⑥政治と権力の関係といった要素がある。これらの配列は、大きく二つに分けることができる。一つの配列は、人権の尊重を述べた後で人権思想を説明し、この考え方や精神が憲法に結実していること、そして、日本国憲法は、人権思想の内容である人権尊重の精神と国民主権を受け継ぐ一方で、日本独自の平和主義を掲げているというものである。もう一つの配列は、「政治とは何か」から解きおこし、政治には権力が不可欠であること、国の政治の在り方は、誰が権力を握るかによって左右されることを理解させ、人権思想は、専制的な権力に対して、基本的人権の尊重と国民主権を主張し、その内容が憲法に規定されたことを解き明かしている。

本教材による授業の展開は、後者の配列に近いものとなっている。

③「憲法の意義」学習の内容とその理解

法教育のねらいが、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養うことであると考えるならば、主権を持つ国民は、自らの生活と社会の向上を図るという目標のために、政治に参加するのであるという意識と、憲法が基本的人権を保障し、政治権力の在り方を定めたものであるという認識は重要である。したがって、本教材は、政治と権力の関係、憲法、人権思想、日本国憲法という学習の配列を採用し、できるだけ生徒の生活と関連させながら、民主主義や権力、人権の問題を取り上げ、自らが主権者であるという自覚のもとで、憲法の意義を認識させるように工夫したものである。

この場合、日本国憲法そのものの意義を述べる前に、権力と人権との関連から憲法一般の意義について、民主主義と立憲主義を中心に理解させるような学習が重要である。

本教材では、民主主義を、「みんなのことはみんなで決めること」、立憲主義を、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないことを明らかにすること」と言い換え、こうした概念を生徒の生活と関連付けながら理解させようとしている。さらに本教材では、三権をそれぞれ、「決めてよいことについて誰がどのように決めるのか〔立法権〕」「決めたことを、誰がどのように実行に移すのか〔行政権〕」「決めてよいことと決めてはならないこととの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを、誰がどのように判断するのか〔司法権〕」と位置付け、できるだけ平易な言葉で学べるようにしている。

以上の考え方に基づき、憲法とは、主として、「みんなで決めてよいこと、いけないこと」に関わる基本的人権の尊重と、「みんなで決める仕組み」である統治機構を定めたものであることを理解させるように構成したものである。

第2 単元

大項目 「(3) 私たちと政治」
中項目 「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

1 単元の構成



- 第1時 国の政治の在り方は誰が決めるべきか
第2時 みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと
第3時 憲法とは何か
第4時 日本国憲法の意義は何か
※地域、学校及び生徒の実態等に応じ、第2時から第4時までの3時間構成で単元を展開することも可能である。

2 単元の目標



- ①日本国憲法の基本的な考え方や政治の仕組みに対する関心を高め、それを意欲的に追究させる。
- ②民主主義と立憲主義という現代の民主政治の基本概念を、身近で具体的な例をもとに考えさせ、基本的人権の尊重と民主政治の仕組みを主な内容としている憲法の意義を理解させる。
- ③日本国憲法が近代に制定された憲法と同じ考え方で立っていることを、主要な条文や「章立て」から理解させる。
- ④資料などをもとにしながら、自分の考えを持ち、論理的に意見を述べ、討論し、合意を形成することができる能力を育成する。

3 単元の位置付け



本単元「憲法の意義」は、民主主義と立憲主義の考え方を理解するとともに、これらをもとに憲法が成り立っていること、そして、日本国憲法も同じ考え方で立って制定されたものであることを学習する。本単元は、この後に続く「政治単元」の学習の基盤となるものであり、民主主義と立憲主義の考えが、基本的人権の尊重、国会、内閣、裁判所などの学習の基礎となっていることを意識しながら、学習を進めていく必要がある。したがって、本単元は、学習指導要領の大項目「(3) 私たちと政治」の中項目「(ア) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の最初に位置付けた。

4 単元の指導計画



「憲法の意義」の概要

ア 第1時 「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」

第1時の授業では、「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」というテーマのもと、国の政治の在り方を決定する主体は誰か、ということについて、事例を取りあげて考察する。

実際の授業の流れは次のようになる。

- ① 身近な生活から、政治に関係しているものを取りあげる。
- ② 「ある特定の人」だけが、政治の在り方を決めた場合の問題点を考える。
- ③ 問題が起らないようにするためにどうすればよいかを考える。
- ④ 政治の在り方を「みんなで決めること」が民主主義の基本であること、そして、国民に国の政治の在り方を決める力があることを国民主権ということを学ぶ。

イ 第2時 「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

第2時の授業では、クラスが集団として決定を行う事例を取りあげ、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」とは何かを考え、国の政治においてはこの考えをどのように適用すればよいかを追究する。

- ① みんなで何かを決定しなければならないとき、どのような方法があるかを考える。
- ② 多数決という決定方法を取りあげ、クラス内で、多数決で決めてよいことと、決めてはいけないことにはどのようなものがあるかを、事例をもとに考える。
- ③ 国の政治において、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、個人の尊厳を否定するもの、少数の特定の集団が不当に不利益を被ることなどは、多数決によって決めてはならないことを学ぶ。

ウ 第3時 「憲法とは何か」

第3時の授業では、資料をもとに、憲法は「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」に関することと、「みんなで決める仕組み」に関することを定めたものであることについて学習する。

- ① 生徒各自が、「憲法とは何を定めたものか」について考え、記述する。
- ② グループごとに、「フランス人権宣言」を読み、「第1条」から、人は自由・権利を平等に持っていること、「第3条」から、国民に主権があること、そして、「第16条」から憲法は権利の保障と権力の分立を定めたものであることを確認する。
- ③ グループごとに、「フランス人権宣言」の「第16条」の内容と関連させながら、「憲法」とは、「みんなで

第2 単元

決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」（基本的人権の尊重）と「みんなで決める仕組み」（政治の仕組み）とを定めたものであることを確認する。

- ④グループごとに、モンtesキーの『法の精神』の資料から、民主的な統治機構には三権分立の考えが不可欠であることを理解する。
- ⑤憲法が、国民主権に基づく民主主義の考え方と立憲主義の考え方によって成り立っていることを理解する。

工 第4時 「日本国憲法の意義は何か」

第4時の授業では、日本国憲法が近代に成立した憲法と同様に、民主主義と立憲主義の考え方方に立ち、国民主権や基本的人権の尊重、そして、三権分立を含む民主政治の仕組みを定めていることを学習する。

- ①日本国憲法の条文の資料をもとに、日本国憲法が国民主権（前文、第1章 第1条）、基本的人権の尊重（第3章 第11条）とともに、基本的人権の尊重の基盤となる平和主義（第2章 第9条）を掲げていることを確認する。
- ②日本国憲法の「章立て（第四章～第八章）」から、日本国憲法が基本的人権の尊重を守るために政治の仕組みを定めていること、そして、「第十章 最高法規」から、憲法尊重擁護義務が、国務大臣や国会議員、裁判官その他の公務員に課せられていること（第99条）を理解する。
- ③日本国憲法が近代に成立した憲法と同様に、民主主義と立憲主義の考え方方に立ち、国民主権や基本的人権の尊重、そして、三権分立を含む民主政治の仕組みを定めていることを学ぶ。

第3 単元の指導計画

憲法の意義

1時間

第1時

国の政治の在り方は誰が決めるべきか



学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入 私たちの生活と政治との関連	<p>私たちの生活のなかで政治に関連していると思われるものを挙げてみよう。</p> <p>●学校、教師、教科書、道路、信号機など、政治に関係していることが身近な生活に多くあることに気付く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒にとって気付きにくい問題であるため、幾つかの事例を挙げて考えさせるとよい。
展開 国の政治の在り方の決め方 権力と権威とは何か 「ある特定の人」による政治の問題点	<p>国の政治の在り方は誰が決めるべきだろうか。</p> <p>T: かつて、どこの国においても、国の政治の在り方は「ある特定の人」が決めていたが、どうして彼らは国の政治の在り方を決めることができたのだろうか。</p> <p>●力を持っていたから(軍事力、経済力) = 「ある特定の人」が権力(人を強制させる力)を持っていたから。</p> <p>●みんながそのことを認めていたから = 「ある特定の人」が権威(人を強制させる精神的な力)を持っていたから。</p> <p>T: 現在の日本において、「ある特定の人」が、国の政治の在り方を決めるべきだろうか。</p> <p>●教師が勝手に決めた条件に基づいて、クラス内で「ある特定の人」を二、三人指名する。</p> <p>T: あなた方は権力と権威を持ち、各自の意思が国の政策となるとしたとき、あなたの夢や願いを実現するためにどのようなルールを決めますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、江戸時代における将軍のことを想起させてもよい。 権力と権威という言葉は、教師から提示する。 ゲーム感覚で指名したり、ルールを決めたりさせる。 一般的に理不尽なルールが多いことに気付く。

第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<ul style="list-style-type: none"> ●他の生徒は国民の立場から、これらのルールの妥当性を検討する。 ●「ある特定の人」が国の政治の在り方を決定すると、多くの場合になぜ「おかしなルール」になってしまうのかを話し合う。 <p>S: 「ある特定の人」の決め方がおかしい。 S: 特定の利害関係者に有利なルールにしてしまう。 S: 悪意は無いものの、全体の利害関係が反映されない。</p> <p style="background-color: #fce4ec; padding: 10px; text-align: center;">このような問題が起こらないようにするにはどうしたらよいだろうか。</p> <p>S: 国の政治の在り方を決めるべき人をどのように決めるかを、みんなで決めるべきである。 S: 特定の人の決定ではよくない。 S: 特定の人ではなく、みんなが決定に加わらなくてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ある特定の人」の政治がすべて悪い結果を及ぼす訳ではないことにも必要に応じて言及する。
	国民主権	<ul style="list-style-type: none"> ●みんな(国民)が国の政治の在り方を決める力を持つべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民主権、民主主義の用語を簡単に説明する。
	民主主義	<ul style="list-style-type: none"> ●国の政治の在り方はみんなで決めるべきである。 <p>T: これらのこと、国民主権と民主主義という。</p>	
まとめ	民主主義を支える考え方	<p style="background-color: #fce4ec; padding: 10px; text-align: center;">みんなで物事を決めていくには、どのような考え方が必要だろうか。</p>	
	個人の尊重	<p>S: 「みんな」と一概に言っても、実は一人ひとり意見が異なることを理解すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の意見を拾いつつ、教師がまとめていく。
	議論の必要性	<p>S: 「自分」とは異なる意見や利害を持つ「他人」が存在することを十分に理解すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が異なる意見や利害を持つことを実感させる例を挙げるとよい。
	「みんなで決める」ことの意味	<p>S: 「自分」と「他人」と一緒に政治の在り方を決めていくには、お互いに意見や利害を明確に主張し、議論しなくてはならないこと。</p> <p>S: 「自分」のこととともに「他人」のことと考えて決めるということが、「みんなで決める」ということであること。</p>	

 1時間

第2時

みんなで決めるべきこと、 みんなで決めてはならないこと



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	①いろいろな決め方 ②集団の意思の決定 ③多数決	<p>みんなで何かを決める時の方法には、どのような方法があるのだろうか。</p> <p>S: ジャンケン S: 多数決 S: 全員一致 T: 集団の意思をみんなで決めるよい方法はなんでしょうか。 S: 多数決</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多数決以外にも、全員一致や話し合いによる合意で決めることがある。
展開	④みんなで決めるべきこと、決めるべきでないこと	<p>次にあげることは、クラスみんなで多数決によって決めるべきこと(○)か、決めるべきではないこと(×)かを考えよう。</p> <p>◆ ワークシート1-1 に記入したことを発表する。</p> <p>A: 自然教室のキャンプファイアでのクラスの出し物→○ B: クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方→× C: 遠足でのバスの座席の決め方→○ D: クラスの有志が発行している新聞の内容→×</p> <p>AとCは、なぜみんなで決めるべきなのか、またBとDは、なぜみんなで決めるべきではないのか。</p>	
	⑤みんなで決めるべき理由	<p>S: 全員が関わることであり、一人、または数人で決めてしまっては集団の意見を反映できないから。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの項目が、生徒たちの感覚すぐに答えられるものであるが、その理由を考えさせるようにする。 <p>◆ ワークシート1-2</p>

第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開	<p>⑥みんなで決めるべきではない理由</p> <p>⑦みんなで決めてはならないこと</p>	<p>S: 集団内には、個々に異なる意見や考えがあるものの、クラスという集団の意思を決めなくてはならないから。 ⇒集団の意思の決定には、多数決が適しており、みんなで話し合って多数決で決定したことは、みんなで守ることが大切であることを確認する。</p> <p>S: 基本的には個人の判断に任されるものであるから。 S: 有志が作る新聞であり、その内容は有志が自由に決めてよいものだから。</p> <p style="background-color: #fce4ec; padding: 10px;">みんなで話し合って多数決で決めるといつても、決めてはならないことはないだろうか。AとCの場合で考えよう。</p> <p>A: クラスの出し物への参加について、出演を嫌がる特定の人だけに任せることを、クラスで話し合い、多数決で決めてよいのか。 D: ひどい車酔いをするため前の座席を希望する人を、本人の意思に反して後ろの座席にさせることは、クラスで話し合い、多数決で決めてよいのか。なぜよくないのか。 ⇒個人の尊厳を否定するもの、少数の特定の集団が不当に不利益を被ることなどは、多数決によって決定すべきことではないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既習事項と関連を図るよう留意する。
まとめ	<p>⑧国の政治における「みんなで決めるべきこと、決めてはならないこと」</p>	<p style="background-color: #fce4ec; padding: 10px;">国の政治の在り方を決めるときも、「みんな」で決めるべきことと、「みんな」で決めてはならないことはないかを考えよう。</p> <p>◆ ワークシート1-3 に記入したことを発表する。</p> <p>A: 政治を批判した人を処罰すること→×</p> <p>B: 他人の物を盗んだ人を処罰すること→○</p> <p>C: 政府が国民一人ひとりの職業を適切に決定すること→×</p>	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの項目が、生徒たちの感覚ですぐに答えられるものであるが、その理由を考えさせるようにする。 ・昼休みの過ごし方や新聞の内容についても、他の人の安全や権利を侵すものであってはならないことにも触れる。

学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
まとめ	<p>D: 政府が失業者の求めに応じて、職業をあっせんすること→○</p> <p>T: AとCは、国民によって選ばれた代表者といえども、なぜ決めてはならないのでしょうか。</p> <p>A: 個人の考えを発表することを禁止することは、個人の尊厳を否定するものであり、個人の考えを自由に発表することが民主主義の基本となるから。</p> <p>C: 職業を選ぶことは、個人の決定に任せるべきことだから。</p> <p>みんなで決めてはならないこととはどのようなことだろうか。</p> <p>◆ ワークシート1-4に記入したことを発表する。</p> <p>S: 個人の尊厳を否定するもの S: 個人の決定に任せるべきもの S: 少数の特定の集団が不当に不利益を被ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • クラスで決める場合と同じことが、国の政治レベルでもいえることを確認する。



第3 単元の指導計画

1時間

第3時

憲法とは何か



学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入 ①生徒の憲法観の確認	<p>憲法とは何を定めたものだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学校等の既習事項などから、「憲法とは何を定めたものか」を各自で考え、ノートに記述し、発表する。 <p>S: 基本的人権の尊重、国民主権、平和主義 S: 国民が守るべききまり S: 最高法規</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒は日本国憲法に関連することやその特色を書いたり、国民が守るべきものと答えたりすることが多いことに留意する。
展開 ②権利の保障、国民主権	<p>T: グループごとに、フランス人権宣言の各条文の内容を読み取り、分かりやすく簡潔にまとめなさい。</p> <p>◆ ワークシート2-1『フランス人権宣言』に記入したことを発表する。</p> <p>S: 第1条は自由や平等の権利の保障 S: 第3条は国民主権 S: 第16条は、憲法が権利の保障と権力分立を定めていること</p> <p>●フランス人権宣言が、自由や平等の権利の保障、国民主権を定め、憲法は権利の保障と権力の分立を定めたものであると述べていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> フランス人権宣言のおもな内容は現在のフランス憲法のもととなっており、憲法そのものともいえることを説明する。
③権利の保障と権力の分立	<p>T: グループごとに、◆ ワークシート2-2『法の精神』を読み、権利の保障と立法権・執行権(行政権)・裁判権(司法権)との関係を簡潔に説明しなさい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条文の内容をおおまかに読み取らせるようにする。 「権力の分立」については、次の展開で理解させる。

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<p>◆ ワークシート2-2『法の精神』に、グループの考え方を記入し、その内容を発表する。</p> <p>S: 3つの権力が独占されると、法律を決めて、政治を行って、法律が正しいか、正しい政治が行われているかの判断を、すべて自分で行ってしまう。</p> <p>S: 3つの権力を独占した人は、国民の権利を認めないことを行ってしまう。</p> <p>S: 立法権、執行権、裁判権を分けないと、国民の権利が保障されなくなってしまう。</p> <p>● 第1時の「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」と第2時の「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」とが、それぞれ民主主義と基本的人権の保障を述べたものであること、そして、基本的人権の尊重には、権力の分立が不可欠であることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 執行権は行政権、裁判権は司法権と読み替えられることを付け加える。 • 生徒の発言を要領よく整理しながら、権利の保障と権力の分立との関係をまとめていく。 • 第1・2時の学習内容と、フランス人権宣言、及び『法の精神』との内容を整理し、板書を工夫しながら説明する。
まとめ	④憲法とは何か	『憲法とは何か』をまとめよう。	
	⑤立憲主義	<p>◆ ワークシート2-3「憲法とは何か」に、各自でこれまでの授業内容を整理して、まとめを記入する。</p> <p>● 憲法とは、民主主義を実現するための三権分立などの政治の仕組みと、民主主義によっても侵すことのできない基本的人権の尊重が定められているものであり、これらのことが憲法に明記され、憲法に基づいて政治が行われるという考え方を立憲主義ということを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 憲法が、民主主義と立憲主義の考え方方に立て作られたものであることを理解させる。

第3 単元の指導計画

1時間

第4時

日本国憲法の意義は何か



学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入 ①国民主権、平和主義、基本的人権の尊重 ②国会、内閣、裁判所 ③三権分立 ④政治の仕組み	<p>日本国憲法の章立ての資料から、第3章までの部分は何を定めているか、そして、第4～8章は何を定めているかを、ワークシートに書いてみよう。</p> <p>●グループごとに、日本国憲法の章立てから読み取ったことを ◆ワークシート3に記述し、発表する。</p> <p>S: 第9条は第2章、第11条は第3章に定められている。</p> <p>S: 第3章までのところで、日本国憲法の三原則である、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重が定められている。</p> <p>S: 第4～6章は国会・内閣・裁判所を定めている。</p> <p>S: 三権分立について定めている。</p> <p>S: 地方自治は地方の政治のしかたを定めている。</p> <p>S: 第4～8章は、国の統治の仕組みについて定めている。</p> <p>●第3章までの部分は基本的人権の尊重とそれを基底で支える平和主義、それと民主主義のもととなる国民主権を定め、第4～8章はこれらを保障する国の統治の仕組みを定めたものであることを理解する。</p> <p>●第3時で学習したフランス人権宣言や『法の精神』の内容などが、日本国憲法に引き継がれていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none">各章の名称からおおよその内容を想像させ、これまでの学習と関連させながら、憲法が定めていることの概要をつかませる。「第7章 財政」は、政治にかける予算とそれを支える租税に関する規定であることを説明する。

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開	⑥最高法規 ⑦憲法遵守義務	<p>T: 『第10章 最高法規』にある3つの条文が意味することは何だろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本国憲法第10章の3つの条文を読み取り、◆ ワークシート3-3に記述し、発表する。 S: 第97条は、日本国憲法が国民に保障する基本的人権は、永久の権利であること S: 第98条は、日本国憲法が最高法規であること S: 第99条は、天皇、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は憲法を守る義務があること <p>● 日本国憲法は基本的人権の保障を守る最高法規であり、これに違反する法令や政治的な行為は認められないと、そして、裁判官を含め、政治に携わる人々はこの憲法を守る義務があることを理解する。</p> <p>● 日本国憲法は、近代に成立した憲法と同じように、民主主義と立憲主義に基づくものであることに気づく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒からの意見を適切にまとめながら、日本国憲法が第10章において、基本的人権の保障、最高法規、憲法遵守義務を明記していることを確認させる。 ・ 日本国憲法と近代に成立した憲法との共通性に目を向けさせる。
まとめ	⑧日本国憲法の意義	<p>日本国憲法の意義は何かをまとめよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近代に成立した憲法と日本国憲法を比較した結果を ◆ ワークシート3-4にまとめる。 ● 日本国憲法は、民主主義と立憲主義の考えに基づき、基本的人権の保障とそれを基底で支える平和主義、民主主義のもととなる国民主権を定めていること、そして、三権分立に基づく政治の仕組みを定めることで、国民の自由・平等と平和を守るものであることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法が、民主主義と立憲主義の考え方に基づいてつくられたものであり、国民の権利や生活を守るものであることを理解させる。

みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと

1 クラスみんなで多数決によって決めるべきことか、決めるべきではないことかを考えなさい。

みんなで決めるべきことか、決めるべきではないことか	○ か ×	理由
自然教室のキャンプファイアでのクラスの出し物		
クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方		
遠足でのバスの座席の決め方		
クラスの有志が発行している新聞の内容		

2 みんなで話し合って、多数決で決めるといっても、決めてはならないことはないだろうか。

みんなで決めるべきことか、決めるべきではないことか	○ か ×	理由
クラスの出し物への参加について、出演を嫌がる特定の人だけにまかせることを、クラスで話し合い、多数決で決めてよいか		
ひどい車酔いをする人の座席を、本人の意思に反して後ろの座席にさせることを、クラスで話し合って、多数決で決めてよいか		

みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと

3 国の政治の在り方を決める際の、「みんな」で決めるべきことと、「みんな」で決めるべきではないこととを考えなさい。

みんなで決めるべきことか、決めるべきではないことか	○ か ×	理由
政治を批判した人を処罰すること		
他人の物を盗んだ人を処罰すること		
政府が国民一人ひとりに適した職業を決定すること		
政府が失業者の求めに応じて、職業をあっせんすること		

4 みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと。

●みんなで決めてはならないこととは、どのようなことなのかを説明しなさい。

3年()組()番 氏名

憲法とは何か

■ 資料 1 フランス人権宣言(抜粋)

1 条文から読みとれることを、分かりやすく簡潔にまとめてみよう。

第1条（自由・権利の平等）

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。

第3条（国民主権）

すべての主権の淵源（えんげん=みなもと）は、本質的に国民にある。

第16条（権利の保障と権力分立）

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

〈樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集 第4版』(2001年、三省堂)より作成〉

憲法とは何か

資料 2 『法の精神』(モンtesキュー 1748年)

2 立法権と執行(行政)権と裁判(司法)権とが独占されることで、どのような政治が行われるのかを、以下の資料から考えなさい。

- 同一の人間や団体に立法権と執行権が結合されれば、自由はない。なぜなら、議会が暴政的な法律を定め、それを暴君的に執行する恐れがあるからである。
- もし裁判権が立法権に結合されれば、市民の生命と自由を支配する権力は自分勝手だろう。なぜなら、裁判官が立法者なのだから。
- もし裁判権が執行権に結合されれば、裁判官は圧制者の力を持ちうるだろう。

3 憲法とは何か。

- 第1・2時の授業とこれまでの学習をふまえて、「憲法とは何か」を説明しなさい。

日本国憲法の意義は何か

資料3 日本国憲法の「章立て」

日本国憲法	前文	第一章 天皇	第二章 戦争の放棄	第三章 国民の権利及び義務
	第四章 国会	第五章 内閣	第六章 司法	第七章 財政
	第八章 地方自治	第九章 改正	第十章 最高法規	第十一章 補則

1 第3章までの部分では何を定めているか。

2 第4～8章は何を定めているか。

資料4 日本国憲法の条文

前 文：…ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…

第1条：…主権の存する日本国民…。

第9条：日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第11条：国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

日本国憲法の意義は何か

資料 5 日本国憲法第10章の条文

3 次の各条文の要旨をまとめなさい。

第97条：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条：この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、しょうちょく詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条：天皇または摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

4 日本国憲法の意義は何か。

- これまでの学習をもとに日本国憲法の意義を簡潔に述べなさい。
